

地域特産品開発支援事業実施要領

制定 28産労農食第1061号
平成29年2月14日
改正 31産労農安第1232号
令和2年2月12日
改正 3産労商支第124号
令和3年4月1日
改正 3産労商支第1604号
令和4年1月12日

第1 趣旨

地域特産品開発支援事業実施要綱（平成29年2月14日付28産労農安第1060号。以下「実施要綱」という。）に基づく地域特産品開発支援事業は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

第2 事業の内容

- 1 実施要綱第2に規定する「東京の特産品として販売することができる新たな加工食品の商品化」（以下「支援の対象となる事業」という。）とは、事業実施主体が消費者向けに販売する加工食品の開発、又は改良で、東京都の会計年度が終了するまでに商品化する取組とする。
- 2 商品化する加工食品は、東京都地域特産品認証基準（平成21年10月8日付21産労農食第499号）の第1を満たすもの、若しくは地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター食品技術センターの研究シーズや技術支援を活用したものとする。
- 3 実施要綱第2に規定する支援の対象となる事業の補助対象経費は別表1及び別表2のとおりとする。

第3 事業実施主体

実施要綱第3に規定する事業実施主体は、次に掲げるもののうち、法人事業税、法人住民税等を滞納していない（都税事務所と協議のもと、分納している期間中も含む）ものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業で、大企業が実質的に経営に参画していない中小企業者
- (2) 一般財団法人、一般社団法人及び特定非営利活動法人
- (3) 構成の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業である中小企業団体
- (4) 中小企業で構成されるグループ
- (5) 農業協同組合等
農業協同組合等とは次の①～④に該当するものとする。
 - ① 農業協同組合又はその連合会
 - ② 農事組合法人

- ③ 一般社団法人伊豆大島農業生産組合
 - ④ 一般社団法人三宅島農業振興会
- (6) 漁業協同組合等
漁業協同組合等とは次の①～④に該当するものとする。
- ① 漁業協同組合
 - ② 水産加工業協同組合
 - ③ 漁業協同組合女性部
 - ④ 東京都離島漁業再生支援事業に取り組む漁業集落のグループ

第4 事業計画

- 1 事業実施主体は、地域特産品開発支援事業の交付申請時に、事業の内容等について記載した事業計画を別に定める様式により提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業計画の内容等について次のいずれかに該当する変更を行う場合は、前項の規定を準用するものとする。
 - (1) 事業内容の著しい変更
 - (2) 総事業費の3割を超える変更

第5 報告

事業実施主体は、地域特産品開発支援事業の完了時、又は補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、当該事業実績について記載した完了報告を別記別に定める様式により提出するものとする。

その際、成果品（補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、その時点での成果）も提出する。

第6 提出書類

事業内容の一部又は全部を他の業者に依頼する場合には、原則として次の3点を提出するものとする。

- (1) 業者選定にあたり、どのように業者を選定したのかを合理的に説明できる書類（2者程度の見積書等）
- (2) 契約内容を確認できる書類（契約書の写し等）
- (3) 履行の確認ができる書類（東京都の委託完了届に準ずるもの及び報告書等）

第7 情報公開

情報公開の観点から、東京都は、事業完了後に、事業名、事業実施主体名、補助金額等を公表することができるものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、地域特産品開発支援事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月12日から施行する。